



事 務 連 絡

平成 29 年 11 月 9 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長

国内での高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）の確認
に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

本日、島根県の死亡野鳥において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されました。

今回、国内単一箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル 2」に引き上げます。

サーベイランスに当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」（平成 29 年 9 月 12 日付け環自野発第 1709121 号）及びマニュアルに従い、地域の実情を踏まえつつ、監視体制の強化等について万全を期されるようお願いします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 西山、岩野、鎌田、鈴木
電話 03(5521)8285